

# 鈴鹿医療科学大学における スクールソーシャルワーカー養成教育に向けての課題

富田 千晶

鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部 医療福祉学科 医療福祉学専攻

オピニオン

## 鈴鹿医療科学大学における スクールソーシャルワーカー養成教育に向けての課題

富田 千晶

鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部 医療福祉学科 医療福祉学専攻

キーワード： スクールソーシャルワーカー，スクールソーシャルワーカー養成教育，権利擁護，子どもの生活課題

### 要 旨

2017（平成29）年度より，本校の保健衛生学部医療福祉学科医療福祉学専攻では，社会福祉士，精神保健福祉士の養成に加え，スクールソーシャルワーカーの養成を開始した。スクールソーシャルワーカーは，教育分野で働く職種であり，社会福祉士が活躍する場としては比較的新しい領域である。

日本の教育現場において子どもをとりまく生活課題が多様化，複雑化，困難化，深刻化した中で，子どもの生存権，発達権，教育権などの権利擁護の視点に立つ専門職の必要性が求められ，それを担うのがスクールソーシャルワーカーといえる。

本学科では，ソーシャルワークの高度な専門性を教育現場でも発揮し，子どもの社会環境に働きかけ，子どもの人権を擁護できる人材の育成を行うことが社会的な責任だと考えている。

本稿は，スクールソーシャルワークが日本の学校に導入されるまでの経緯と現状を示し，日本におけるスクールソーシャルワークの課題について述べる。さらに本校におけるスクールソーシャルワーカー養成教育の課題を示すものである。

## 1. はじめに

昨今の学校現場（小学校・中学校・高等学校を含む）において、児童・生徒が抱える生活課題は顕著に増加、複雑化、多様化している。具体的には不登校、いじめ、自殺、貧困、暴力、非行、発達障害児の増加等である。2016（平成28）年度「児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸問題に関する調査」<sup>1)</sup>では、全国で2016（平成28）年度中に59,444件の暴力行為が小・中・高等学校において発生し、いじめは323,143件認知され、長期欠席者は小・中学校で206,293人、高等学校で79,391人、高等学校における中途退学者は47,249人、小・中・高等学校の児童・生徒の自殺者は245人であったと報告されている。三重県においても、925件の暴力行為が発生し、2,693件のいじめが認知されている。さらに、不登校は小・中学校で2,093人、高等学校で643人、高等学校中退者は730人となっている。

このように不登校等をはじめ、学校現場における課題は、その背景に福祉的要因が潜んでいることが多く、それを解決するためには、教師だけではなく、社会福祉に関する専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下SSWと称す）の活用が求められるようになってきた。

SSWとは、半羽によると「人権と社会正義を価値基盤に置き、状況を人と環境との関係性から捉えて支援を展開するソーシャルワークを、学校ベースでおこなうもの」であり、「子ども・家族・教員への直接的な支援を含む個別事例への環境づくりを行うマイクロレベル、校内体制づくりや変革へ取り組むメゾレベル、制度・政策立案などシステムづくりにかかわるマクロレベルで展開」するものである<sup>2)</sup>。

2017（平成29）年3月に文部科学省の『学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について』によるとSSWの職務内容は「スクールソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等、問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し、関係機関との連携を通

じた支援を展開するとともに、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けに従事すること。」と規定され、教育現場からソーシャルワークの高度な専門性が期待されている。

このように、社会状況の変化に伴い、子どもの生活課題は教師がこれまで対応してきた範囲を超えて現れている。そこで、子どもの生活に影響を与えている家族、家庭、地域への福祉的支援の必要性が迫られ、SSWの専門性が注目されることとなった。さらに、SSWが法的に位置づけられたことは、日本の教育現場において生活課題を抱える子どもの生存権、発達権、教育権などの権利擁護の視点に立つ専門職の必要性の表れとも言える。

以上のような社会情勢の流れの中、2017（平成29）年度より、本校の保健衛生学部医療福祉学科医療福祉学専攻（以下本学科と称す）では、社会福祉士、精神保健福祉士の養成に加え、SSWの養成を開始した。本学科は、医療・福祉の総合大学として医療・福祉分野で活躍するソーシャルワーカーの養成に力を入れてきたが、ソーシャルワーカーの採用職場が司法や学校分野などへの拡大に伴い、スクールソーシャルワーカー養成教育を三重県で初めて開始した。ソーシャルワークの専門性を教育現場でも発揮し、子どもを取り巻く社会環境に働きかけ、子どもの人権を擁護できる人材の育成を行うことが本学科における社会的な責任だと考えている。

本稿は、スクールソーシャルワークが日本の学校に導入に至るまでの経緯と現状を示し、日本におけるスクールソーシャルワークの課題について述べる。さらに本校におけるスクールソーシャルワーカー養成教育の課題を示すものである。

## 2. スクールソーシャルワーカー導入に至る経緯と現状

### 1) 日本におけるスクールソーシャルワーカー導入に至る経緯

これまで、日本の学校現場では教師が教育だけではなく、児童・生徒の包括的な支援も行ってきた。しかし、近年の学校教育をめぐる環境の変化もあり、これまでのように教師だけで学校教育を支えていくことが非常に困難に

なってきた。

環境の変化とは、例えば発達障害の増加や格差社会の進展による子どもの貧困、さらに核家族化や少子化が進み、子どもが家庭で孤立化、孤独化することもあり、児童虐待件数も増加していること等である。

2014（平成26）年9月に文部科学省では「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」を設置した。これは、児童・生徒が抱える複雑化、多様化している生活課題を専門的なスタッフを導入することで、教員の業務を見直すきっかけとなった。

「チームとしての学校」<sup>3)</sup>の中の専門職には、SSWだけでなく、スクールカウンセラー（以下SCと称す）や、部活動指導員、英語指導人材、特別支援教育支援員など専門スタッフが教師の業務を分担できるような配置がなされている。

日本の学校における多職種による役割分担は諸外国に比べ遅れている。初等中等教育学校の教職員総数に占める教師以外の専門スタッフの割合をみると、日本の学校現場は、82%が教師、教師以外の専門スタッフは18%となっている。しかし、イギリスでは、学校現場で働く職員は、51%が教師、教師以外の専門スタッフは49%であり、またアメリカでは、教師が56%、教師以外の専門スタッフは44%となっている<sup>4)</sup>。このことから日本の教師が、これまで多種多様な業務を抱えていたことが分かる。

さらに、日本の経済的格差の拡大により子どもの貧困が深刻化し、学力の格差へと広がっている。また、外国籍の子どもの増加やノーマライゼーションやインクルージョンの視点など個々の特性に応じた教育観の高まりなども背景にあり、子どもを取り巻く生活課題が多様化、複雑化、困難化、深刻化してきた。このような学校現場の現状において教師の抱える悩みは大きく、解決策への道筋を見つけ出すことが困難となり、多職種の専門的知見・技能を活用する動きがでてきた。その中の専門職の一つとしてSSWの活用が進められるようになった。

もともと、ソーシャルワーク業務を行う社会福祉士や精神保健福祉士は、医療機関や、行政の福祉事務所や社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所、地域包括支

援センターなど地域の福祉を支える存在として活躍していたが、第二次分野として、最近では刑事施設や少年院、地域生活定着支援センターなどの司法分野にも配置され、地域生活支援に欠かせない存在となっている。そして、徐々に日本の学校の中でもソーシャルワーカーの専門性が必要とされるようになり、子どもの権利を保障するための専門職として、教育現場にもソーシャルワーカーの配置が進んできている。

## 2) 日本におけるスクールソーシャルワークの現状

日本では、1995（平成7）年から、子どもの心理面をケアするSCが導入されてきた。これに加えて、SSWは子どもと他者との関係性や、子どもを取り巻く環境に働きかける役割を担う。日本では2001（平成13）年に香川県、2005（平成17）年に大阪府、2006（平成18）年に滋賀県、兵庫県など都道府県単位で徐々に広がりを見せている<sup>5)</sup>。その後、各自治体での成果が認められ、2008（平成20）年度からは文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」として全国展開していった。

全国で2015（平成27）年度までに、SSWとして雇用されている者は、実人数1,399人で、そのうち699人の約50%が社会福祉士の資格を取得し、さらに28.2%が精神保健福祉士としてSSWの業務を行っている<sup>6)</sup>。SSWは、子どもや保護者等との個別的な関わりだけでなく、ケース会議の運営など教師を巻き込んだ学校内における校内システム構築にも携わることが求められ、なおかつ関係機関とのネットワークの構築や自治体との調整といった教育行政システムへの働きかけも行う。このことはSSWが、ソーシャルワーク実践においてマイクロ・メゾ・マクロの機能を全て担う役割のできる職種であると言える。しかし、年々SSWの配置数は増加しているものの、宮野・潮谷等によると「今後も国の予算ベースではSSWの配置人数は拡充していても、財政基盤が脆弱な自治体ではそのニーズを認識しつつも国の1/3補助だけではSSWの配置が予算的に厳しく、文部科学省が予算で計上した配置数目標を達成できるかが今後の大きな課題」と示していることから、今後もSSWの導入は各自治体の

財政的な格差が大きく影響してくるであろう<sup>7)</sup>。

さらに、ソーシャルワーク専門職であるSSWは不登校やいじめ、非行といった学校教育上の表面に現れた問題に対応しているだけではない。その問題の本質を見落とさず、その児童・生徒の背景を見つめ、より良い環境へ改善するようアプローチする役割がある。

2016（平成28）年度に児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察45%、近隣知人14%、家族8%、学校7%、福祉事務所6%、医療機関3%等となっており<sup>8)</sup>、学校や医療機関が子どもたちの安全・安心に一定の役割を果たしていることが分かる。

学校を拠点として行うソーシャルワーク実践は、学校内における子どもたち同士や子どもと教師または教職員間の人間関係の調整に留まらず、生活課題を抱える児童・生徒をエンパワメントし、自らの力で現状を打開していけるような成長を促すことである。

このように、SSWは学校現場で働くものの、教育の専門家である教師とは違った専門性で子どもに関わることが求められている。SSWは、子どもの伴奏者であり、子どもに対して指示・指導する者ではない<sup>9)</sup>。生活課題を抱えながらSSWにたどり着いた児童・生徒の話に耳を傾け、その児童・生徒の長所と短所を気づかせ、成長過程における多くの選択肢と可能性を示す。さらに、動機付けと自己決定を促し、その決定を見守り尊重していく姿勢が肝要となる。

さらに久能によると、SSWの業務内容で最も多かったものは「社会資源を紹介する」（69%）、次に「公的、非公的な施設・機関などの社会資源の間を結びつけて連携する」（66%）、さらに「教師へのコンサルテーションをする」（63%）「家族に生活の仕方を指導する」（57%）となっている<sup>10)</sup>。

SSWは、児童・生徒だけが対象ではなく、教師や児童・生徒の家族への支援も範疇にはいる。また、生活課題を抱える児童・生徒の家庭は複雑な生活課題を抱えている場合が多く、地域の複数の機関が関係していることが予想される。例えば、経済的な貧困の問題、同居する高齢者の介護問題、精神障害を抱える家族の問題、失業中の家族への就労支援、障害を持つ家族の日中活動

の問題などであり、同時に多数の関係機関との連絡調整を求められることになる。

ソーシャルワークでは、子どもの置かれている家庭的な環境や背景を改善することで、子どもの成長を促進し、子どもの生存権、発達権、教育権を保障していく。子どもの最善の利益を求めるために、SSWは福祉と教育を繋げる重要な存在であり、特に多機関の専門職との連携・協働の技術が重要となる。

### 3. 日本におけるスクールソーシャルワークの課題

日本におけるスクールソーシャルワークの課題は、2008（平成20）年度から始まった「スクールソーシャルワーカー活用事業」が国の補助金事業であることが要因とされる。学校教育法の改正によってSCやSSWの正職員化が進めば改善の余地はあるものの、今後の国の情勢によってSSWの状況も変化することになる。

#### 1) 労働条件の整備

日本のSSWは、自治体によって配置方法や雇用形態が異なっている。2018（平成29）年1月の教育相談等に関する調査研究協力者会議の「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」によるとSSWは以下のような配置形態であると記されている。

- ①単独校方式（SSWが配置された学校のみを担当するもの）
- ②拠点校方式（SSWが拠点となる学校に配置され、併せて近隣校を対象校として担当するもの）
- ③派遣方式（SSWが教育委員会に配置され、学校からの要請に応じて派遣するもの）
- ④巡回方式（SSWが教育委員会に配置され、複数校を定期的に巡回するもの）

このように、SSWは、市町村または都道府県教育委員会に配属され、上記の中でも特に③派遣方式のように、週

に1回各学校に出向くことや、④巡回方式のように、定期的に学校に出向く配置方法が多い。このような現状の中で、児童・生徒やその家族、教職員、関係機関と信頼関係を構築し、児童・生徒の最善の利益のために活動するというSSWの業務の確立は困難を伴う。

常勤として雇用しようとする動きは一部の自治体にはあるものの、いまだに非常勤での雇用形態が常態化しており、生活課題を抱える児童・生徒へのソーシャルワークを展開するためには、まずは各学校に常勤で配属できるような体制整備が急務である。

## 2) 専門性の確立

SSWの専門性を確立するためには課題が残されており、以下二点を述べる。

まず第一に、現在活躍しているSSWの国家資格は、社会福祉士・精神保健福祉士だけに限っていない。2013(平成25)年4月のスクールソーシャルワーカー活用事業実施要領において、「スクールソーシャルワーカーとして選考する者について、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましいが、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者のうち、次の職務内容を適切に遂行できる者とする。①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム体制の構築、支援 ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ⑤教職員等への研修活動」とされ、自治体によっては元教員や元警察官などで構成されているところもある。

もちろん、元教員や元警察官の専門性を発揮することも子どもの発達に欠かせないため、愛知県名古屋市では、2014(平成26)年4月から「なごや子ども応援委員会」を学校現場に配置している。「なごや子ども応援委員会」中にはSSW、SC以外に、学校と地域の連絡調整を行うスクールアドバイザーや、元警察官が学校内外の見守りを行うスクールポリスの4つの専門職が配置されている。

このように、それぞれの専門性を活かした子どもとのか

わりは重要であるが、SSWの専門性を確立するためには、社会福祉士・精神保健福祉士のソーシャルワークの価値・知識・技術を身につけた人材が急務となる。

そして第二に、社会福祉士・精神保健福祉士の活躍の場が、医療、地域、司法等多岐に渡ることもあり、学校で働くSSWの専門性が確立できていないことも課題となる。これまで教育現場で勤務の経験のないソーシャルワーカーが採用されることもあるため、教育現場を理解し、教員との連携ができる人材が求められる。さらに、定期的な研修制度を設け、日本各地で統一した研修体制の仕組みを確立し、継続することが求められている。現在は各自治体にSSWが配置される過渡期であることから、スーパービジョン体制も隔たりがあるが、今後は自己研鑽ができる体制づくりが喫緊の課題となる。

## 4. 本学におけるスクールソーシャルワーカー養成教育の課題解決に向けて

本学科は2004(平成16)年に開設され、現在までの14年間ソーシャルワーカー養成を行ってきた。相談援助実習として福祉施設、市町村社会福祉協議会、医療機関等での現場実習の実績を積み上げてきた。しかし、スクールソーシャルワーカー養成教育を始めるにあたり、これから教育機関での実習が加わることになった。これから、本学が取り組まなければならない四つの課題を述べていきたい。

### 1) 実習教育の保障

奥村の研究では、スクールソーシャルワーク実習における実習指導者で社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者は41%であり、調査時点で既にスクールソーシャルワーク実習を実施していると回答した9校のうち、校内支援ケース会議への実習生の参加が「実施できている」(4校44.4%)「概ね実施できている」(2校22.2%)、家庭訪問への同行については「実施できている」(3校33.3%)「概ね実施できている」(3校33.3%)であったと報告している<sup>11)</sup>。

三重県では三重県教育委員会事務局生徒指導課安

全・安心対策班がSSWを所掌している。県としてはSSWの人材確保に苦慮しており、県内にスクールソーシャルワーク教育課程ができることを歓迎しているが、スクールソーシャルワーク実習の受け入れ等について具体的なことはまだ明確にはなっていない。スクールソーシャルワーカー活用事業は国の補助金事業であり、国の動向に左右される部分も大きく、今後どのような状況になるのか見通しが立っていない点もあり、継続的な実習受け入れについて慎重な姿勢も見られる。

本校ではスクールソーシャルワーク実習は4年次に行うため、最初のスクールソーシャルワーク実習の実施は2020（平成32）年度になる。スクールソーシャルワーク実習については、今後の三重県でのスクールソーシャルワーカー活用事業が国の補助率が下がった時、県単事業として人員体制はどのようになるのか、また派遣方式で進んでいくのか、巡回方式になるのかなどの状況に応じて、県教育委員会事務局と協議を重ねていかなければならない。

## 2) 学校組織の理解

日本の教育現場に福祉職が働くことはこれまで稀なことであったが、2017（平成29）年4月、学校教育法施行規則の中でSSWが位置づけられ、学校で働く職員と定められた。ただ、もちろん教育と福祉とは法制度、管轄する省庁、専門的な知識など相違する部分が多くある。教師は児童・生徒に対する指導、教育という関わり方が基本姿勢であり、集団の中で、集団の調和を維持するために、どのように個々の課題を解決していくべきかという立ち位置で、児童の課題に関わっていく。SSWの場合、表面的に表れている課題のみを捉えるのではなく、課題の背景に生活歴や家庭環境など困難な状況がないのか個々の生活課題を掘り下げ環境改善を図り、児童の生徒の発達権や学習権を保障していく役割がある。

これまで、日本の学校の教師は、学習指導だけでなく、子どもの生活全般に関わる社会規範の育成なども期待されてきた。このことから、教師は子どもに対して指導・教育する役割を担う。この視点に加えて、SSWの視点を取

り入れることで、子どもやその家族への理解がより一層進むことになる。したがって、SSWとして働くためには、まず学校における教育の特徴や教師の業務内容等を理解した上で、教師との連携が必要であり、同様に、学校・教師側からもソーシャルワークの専門性の理解を深めることで、子どもを取り巻く生活課題の気づきの幅が広がる可能性がある。

## 3) 権利擁護の視点の獲得

国連において1989（平成元）年に採択され、日本で1994（平成6）年に批准された児童の権利に関する条約では、子どもが保護される受動的な権利だけではなく、主体的に権利を行使することも述べられた。

さらに、山屋によるとSSWの役割は「子どものアドボカシー、すなわち子どもの権利擁護というのは子ども一人ひとりの可能性を信じ、育つ力を信じ、待つことから始まる。そして、子どもが自らの可能性に気づき、自信を回復し、自己肯定感をもって生きていくその礎を獲得することを応援していくことである」と述べている<sup>12)</sup>。

学校において子どもは、教育を受ける存在であり、受け身の側面をもちあわせている。しかし、ソーシャルワーカーとは、子どもを能動的な存在として認識し、権利を守っていかなければならない。プトウリム（Zofia T. Butrym）は『ソーシャルワークとは何か』の中でソーシャルワークにおける価値を人間尊重、人間の社会性、変化の可能性の3点として述べている<sup>13)</sup>。ソーシャルワーカーはどのような状況であっても全ての子どもを、学校や地域などの社会とかわりを持つ存在であると認識し尊重しななければならない。さらにその子どもの変化の可能性を信じ、支える専門職であらねばならない。これは子どもだけではなく、その家族に対しても言えることである。

## 4) スーパービジョン体制の保障

スーパービジョンは教育的機能、管理的機能、支持的機能があるが、SSWの場合、多くは教育委員会から派遣され、1名体制で学校へ巡回、配置されている。SSW

の学校での業務では、教師に対してはスーパーバイザーとしての役割があるが、一人職場であることからスーパーバイザーからのスーパービジョンが欠かせない。スーパーバイザーとしての立場もあり、その両方をこなせるSSWが必要である。

しかし、SSWが助言・指導を受けたい場合、一人職場であることから、ソーシャルワークの専門性を持ち合わせたスーパーバイザーからその場でスーパービジョンを受ける機会は少ない。

現在では、スーパーバイザーは、教育委員会に置くことが必要であり、社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者であり、一定のSSWとしての在職年数と社会福祉士・精神保健福祉士におけるスーパーバイザーの認定講習等の受講により、スーパービジョンを行うことのできる者が望ましいとされている<sup>14)</sup>。

将来的にSSWが各自治体に配置され、大きな組織となった際には研修体制やスーパービジョン体制が確立されるだろうが、それまでの間は養成大学がその役割を担う必要がある。

実習中、実習後、卒後にかけて、スクールソーシャルワーカー養成教育としての専門職アイデンティティが確立するまで、スーパーバイザーとしての役割を大学教員が果たすことは、大変重要である。特に初年時から3年くらいまでの初任者SSWへの手厚いスーパービジョン(教育的、支持的スーパービジョン)は、支援の方向を見失い、バーンアウトしそうになった時に、なくてはならない拠り所となるであろう。スーパーバイザーとしての力量を大学教員も日々自己研鑽することを忘れてはならない。

## 5. おわりに

SSWは子どもの生存権、発達権、教育権を保障するために、教育現場で子どもの権利擁護を担う専門職である。そして、子どもの最善の利益のために、子どもや家族に直接かかわるミクロの視点、学校や地域に働きかけるメゾの視点、行政・制度に働きかけるマクロの視点でソーシャルワークの専門性を発揮するという役割がある。

本学科では、これまで医療・福祉現場で働くソーシ

アルワーカーの養成に力を入れ、医療・福祉現場における多職種連携ができる人材の養成を目指してきた。今後は、医療・福祉現場に加え、教育現場においても「チームとしての学校」の一員となり、ソーシャルワーカーとしての価値・知識・技術を発揮し、子どもたちの生活の質が向上できるよう多職種連携ができる人材の養成が求められる。

まずは、本学科では平成29年度より実施しているSSW勉強会を継続していき、三重県の教育委員会やSSW、学校との連携を密に行い、スクールソーシャルワーカー養成教育に向けて情報共有を進めていく。いずれは、県民に対してSSWの啓発活動を行っていきたいと考えている。2021(平成33)年度に本校からSSWが誕生できるように質の高いソーシャルワーカーの養成が望まれるであろう。

## 引用文献・参考文献

- 1) 文部科学省(2016)「平成28年度 児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸問題に関する調査」。
- 2) 山野則子・野田正人・半羽利美佳編(2016)『よくわかるスクールソーシャルワーク 第2版』ミネルヴァ書房。
- 3) 文部科学省(2015)「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」。
- 4) 文部科学省(2014)「初等中等教育分科会 チーム学校作業部会：チーム学校関連資料」。
- 5) 鶴飼孝導(2008)「スクールソーシャルワーカーの導入 -教育と福祉の連携の必要性-」『立法と調査』279, 59-68。
- 6) 厚生労働省(2016)「第8回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 社会福祉士の現状と各種制度の動向」。
- 7) 宮野澄男・潮谷有二・奥村あすか他(2018)「スクールソーシャルワーカーの法的整備に関する一考察 -「チーム学校」における教員との連携・分担を多職種連携の立場から-」『純心人文研究』24, 83-104。
- 8) 厚生労働省(2016) 児童相談所での虐待相談の経

- 路別件数の推移, 平成 28 年度児童相談所での児童虐待相談対応件数〈速報値〉。
- 9) 山下英三郎 (2016) 『子どもにえらばれるためのスクールソーシャルワーク』 学苑社。
  - 10) 久能由弥 (2013) 「スクールソーシャルワーカーの実務上の課題～教育委員会担当者とスクールソーシャルワーカーへの基礎調査を通じて～」『学校ソーシャルワーク研究』 8, 25-36.
  - 11) 奥村賢一 (2013) 「スクール (学校) ソーシャルワーク実習の実施状況に関する全国実態調査」『学校ソーシャルワーク研究』 8, 56-67.
  - 12) 山屋春恵 (2008) 「子どもの権利擁護実践者としてのスクールソーシャルワーカーの役割 (6 章)」日本スクールソーシャルワーク協会編 山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳編著『スクールソーシャルワーク論 歴史・理論・実践』 学苑社。
  - 13) ゴフィア・T・ブトゥリム (1976) (= 2004, 川田誉音訳『ソーシャルワークとは何かーその本質と機能ー第 5 刷』 川島書店)。
  - 14) 文部科学省 (2017) 「教育相談等に関する調査研究協力者会議 児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」。
  - 15) スクールソーシャルワーク評価支援研究所編 (2016) 『すべての子どもたちを包括する支援システムーエビデンスに基づく実践推進自治体報告と学際的視点から考えるー』 せせらぎ出版。

**A future vision of the education of school social workers,  
at Suzuka university of medical science**

Chiaki TOMITA

Faculty of Health Science,  
Suzuka University of Medical Science

## 略 歴

**富田 千晶** (社会福祉学修士) 鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部

医療福祉学科 医療福祉学専攻 助教

## 学 歴 :

平成20年 鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部 医療福祉学科 卒業  
22年 龍谷大学大学院 社会学研究科 社会福祉学専攻修士課程 修了

## 職 歴 :

平成22年 社会福祉法人ジェイエイみえ会 自立訓練(生活訓練)事業所さんさん  
23年 社会福祉法人ジェイエイみえ会 障害者総合相談支援センターあい  
27年 鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部 医療福祉学科 助教

## 学会活動 :

日本精神保健福祉士協会  
三重県精神保健福祉士協会  
日本司法福祉学会  
日本社会福祉学会  
三重県社会福祉士会  
日本人間関係学会